

町田市ロゴマーク使用の手引

2021年4月1日
町田市政策経営部広報課

町田市民の町田への愛着・誇りを高め、町田の魅力をより効果的に市内外に発信していくためのシンボルとして、町田市ロゴマーク【愛称：まちだ自慢ロゴマーク】（以下「ロゴマーク」）を作成しました。

当手引では、ロゴマークを使用するときの注意点などをまとめました。

1 利用可能なロゴマーク

当手引で対象とするロゴマークは、下記の2種です。

カラー



単色



まちだの「ひと×まち」のエネルギーが成長して、
未来への可能性・期待感がどんどんぷくらんでいく様子、
そしてまちだ市民の満足や期待感がぷくらんでいく様子を表しています。

2 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、町田市に帰属します。

3 ロゴマーク使用の原則

ロゴマークは、市民の皆さんをはじめ多くの方に使用していただくことを目指しています。ロゴマーク作成の趣旨に反しない限り、原則として誰でも自由に無料でお使いいただけます。

4 ロゴマークの使用例

例えば、以下のような使用を想定しています。下記以外にも、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使われることを期待します。

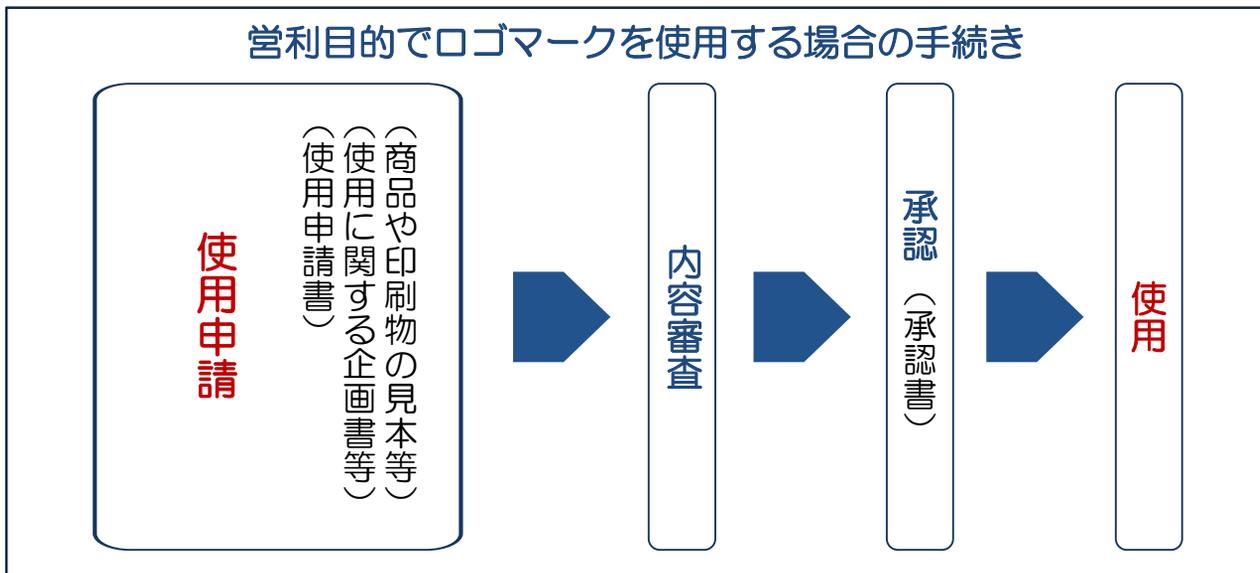
使用者例	使用例
市民（個人）	同窓会などの案内状、電子メール、SNS
町内会・自治会	回覧板、町内のお祭りのポスター、旅行会の案内状
商店・店舗	ちらし、包装紙、看板、ポスター、メニュー
商店会	のぼり、イベント告知ポスター、特売ちらし、ホームページ
農業従事者	野菜直売所の包装紙、無人売店のポスター、SNS
学校	学園祭のポスター、ホームページ、学校紹介冊子・広告物
企業	名刺、社用車、ポスター、ホームページ、粗品
NPO	イベント案内ポスターやちらし、スタッフバッジ
商品（販売目的）	ロゴマークをデザインしたTシャツ、文房具、食品等

5 営利目的で使用する時の手続き

ロゴマークは、原則として手続きなしで自由に使用することができます。

ただし、営利目的でロゴマークを使用する場合には、所定の「町田市ロゴマーク使用申請書」（町田市ホームページでダウンロードも可）により、事前に町田市広報課に使用申請を行っていただく必要があります。

営利目的でロゴマークを使用する場合の手続き



6 使用にあたって遵守していただきたいこと

以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークは使用できません。

- 法令や公序良俗に反する。
- 市の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- 市の事業、市が認めた関連事業を推進するうえで支障となる。
- 青少年の健全育成にとって有害である。
- 政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある。
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する。
- 市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある。
- その他、ロゴマークの本来の使用目的に鑑みて不適當である、など。

7 使用条件

ロゴマーク使用についての条件は以下のとおりです。

遵守事項	<p>①町田市が提供する画像データを使用してください。</p> <p>※画像データ（JPEG、PNG、Illustrator）は、以下からダウンロードできます。 http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/city_promotion</p> <p>※インターネットが利用できない方は、次ページのお問い合わせ先にご相談ください。</p> <p>②「町田市ロゴマークデザインマニュアル」に定められた使用方法に従ってください。</p> <p>③申請した使用内容を逸脱しないでください。</p> <p>※使用承認後に、使用内容について変更をする場合には、改めて手続き（使用変更申請）をする必要があります。</p>
使用料金	無料
使用期限	原則として使用期限はありません。

8 その他の注意事項

- ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、町田市は一切関知しません。
- ロゴマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

9 お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

町田市政策経営部広報課

TEL：042-724-2101

〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22